

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第三項の身分を示す証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第四十九号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第三項の身分を示す証明書の様式を定める規則

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）第四十四条第三項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

(表面)

6 セ ン チ メ ー ト ル	第	号				
	身分証明書					
		所 職	氏 名			
				年	月	日生
<p>上記の者は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条第1項及び第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。</p>						
		年 月 日交付				
					秋田県知事	印
8センチメートル						

(裏面)

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律抜粋
(立入検査)

第44条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。第6項において同じ。）若しくは指定活用団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に同項の金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の場合において、これらの項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第3項の規定は、第2項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6・7 略

第55条 第43条第1項（指定活用団体に係る部分を除く。）又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

2 第44条第1項（指定活用団体に係る部分を除く。）、第2項又は第6項の規定による当該各項の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。